

委員用資料

令和7年3月18日（火）

筑豊広域都市計画下水道の変更（宮若市決定）

1 概要

宮若市は、平成13年度に流域関連公共下水道事業に着手、平成18年度に供用開始し、遠賀川流域近隣の直方市及び小竹町を含む2市1町を対象とした「遠賀川中流流域下水道事業」として整備が進めてきました。

社会情勢の変化、人口減少に伴う処理水量の減少や財政状況の変化等に応じて、筑豊広域都市計画下水道の変更を行うものであります。

2 筑豊広域都市計画の変更概要

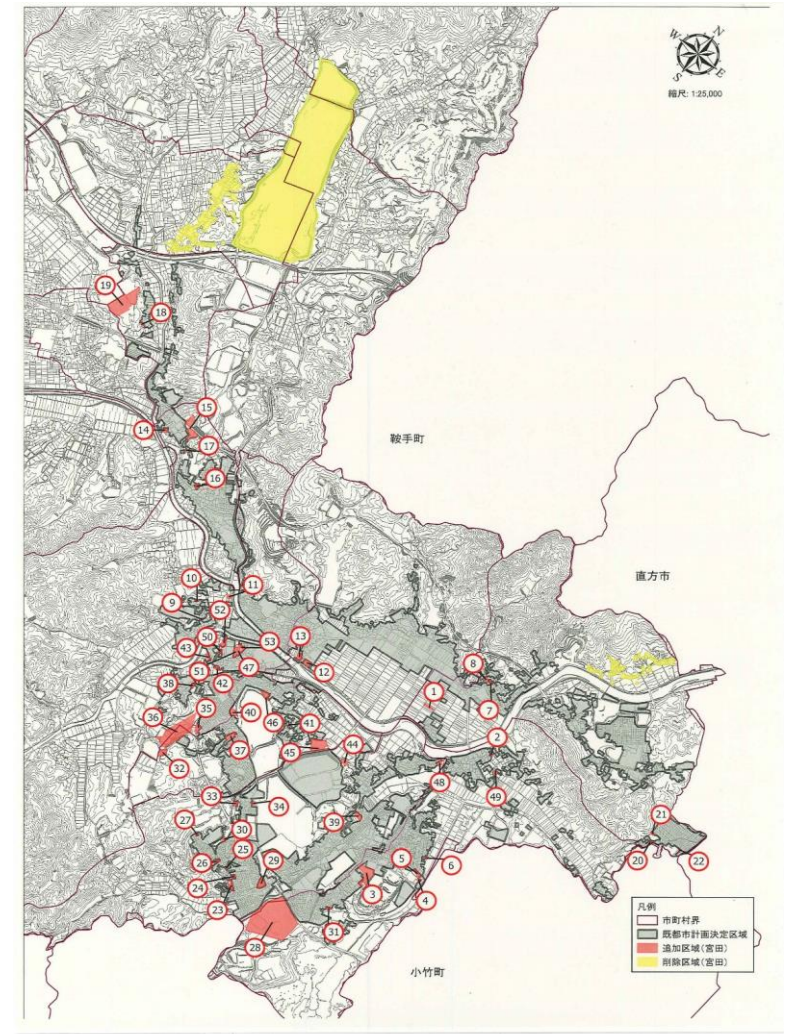
排水区域	既決定	変 更	備 考
	約665. 0ha	約568. 9ha	排水区域を約34. 2ha拡大し、130. 3haを廃止する。 差し引き96. 1haを縮小する。

3 変更理由

遠賀川中流流域下水道計画との整合を図り、都市環境の整備、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、筑豊広域都市計画下水道の都市計画決定の変更を行うものであります。

宮若市では、令和 5 年度に汚水処理構想の見直しを行い、将来人口を基に下水道と浄化槽の経済比較を行い、下水道区域を決定しました。これにより、新たに都市計画決定に追加する区域が34.2ha、前回の都市計画決定を廃止する区域が130.3haとなります。よって、既決定665.0haを568.9haに変更するものであります。

4 位置図



5 手続きスケジュール

